

新株予約権の区分問題と会社法上の分配可能額の算定

池 村 恵 一*

目 次

- 1 はじめに
- 2 新株予約権の区分と分配可能額の算定
- 3 会社法における株式と新株予約権に係る払込みの規定
- 4 失効した新株予約権と分配可能額の算定
- 5 おわりに

1 はじめに

2005年(平成17年)7月、商法第2編の会社に関する規定や有限会社法、商法特例法などの各種規定が一つの法典として再編成され会社法が公布された。同法の制定による会社の計算に関する規定の主な改正内容としては、剰余金の配当、分配可能額の算定方法および株主資本の計数の変動などがあげられる。2006年(平成18年)2月には、会社計算規則が公布され、同規則による従前の平成18年改正前商法施行規則からの改正内容としては、とくに利益の資本組入れの禁止があげられる。

一方、2000年以降、わが国では企業会計基準委員会(以下、ASBJ)による会計基準などの急速な整備・開発が行われてきたが、会社法制定に伴う規定改正の動向と相俟ってとくに注目すべきは、2005年12月に公表された企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(以下、純資産会計基準)がある。これは、貸借対照表の貸方において、負債と資本の2区分を採用していたこれまでの見方を改め、その貸方で負債と純資産の2区分を採用するというものであった。

会社計算規則では、同規則公布前の2005年(平成17年)12月に公表された純資産会計基準と整合させて、新株予約権の貸借対照表における表示上の区分が負債の部から純資産の部に変更された(会社計算規則108条)。本稿は、これらの動向に鑑み、

* 広島経済大学経済学部講師

新株予約権の貸借対照表上の区分問題とそれに関連する会社法上の分配可能額の算定の問題について検討を加えるものである。より具体的には、まず、企業会計上の問題とされる新株予約権の貸借対照表上の区分問題を、平成17年改正前商法（以下、改正前商法）と会社法との関連で取り上げ、とくに改正前商法と会社法における分配可能額算定規定上の新株予約権の取扱いについて概観する。さらに、会社法における株式と新株予約権に係る払込みに関する規定について比較検討を加えたうえで、失効した新株予約権の分配可能額算定上の問題について検討を行う。

2 新株予約権の区分と分配可能額の算定

2.1 改正前商法および会社法における新株予約権の区分問題の経緯

改正前商法において、新株予約権は、貸借対照表上、負債の部の仮勘定として区分されてきた。新株予約権の貸借対照表上の区分は、改正前商法32条2項の斟酌規定を適用する形で、実質的にASBJより2002年に公表された実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」が支持する会計処理に基づいていた。また、企業会計において新株予約権を負債の仮勘定とするそもその見方は、それが改正前商法288条ノ2、1項1号で規定されていた「株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額」、すなわち資本準備金に該当するものではない⁽¹⁾という考え方に依拠していた。これは、新株予約権を、経済的資源の流出を生じさせる債務として位置づけるような積極的な見方に基づくものではなく、いずれは株主に帰属する持分⁽²⁾に振り替えられるという見方から、経過的に負債の部に計上しようとするものであった。

これに対して、会社法では、すでに述べたとおり、純資産会計基準と整合させて、新株予約権の区分が負債の部から純資産の部に変更されて⁽³⁾おり、改正前商法において採用されていた、新株予約権を仮勘定として区分するという基本的な考え方は、会社法においても依然として堅持されている。

会社法が前提とする純資産は、純資産会計基準において提示されているそれと整合するものであるが、これは、もともと2004年7月にASBJ基本概念ワーキング・グループより公表された「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（以下、討議資料）における、資産から負債を差し引いた差額概念としての純資産に基づいて⁽⁴⁾いる。すなわち、討議資料では資産と負債の概念が先行して定義され、その差額概念として純資産が定義されている。さらに討議資料において、純資産は、その構成要素として、株主に帰属する持分としての株主資本と株主資本以外のその他の純資産

に分類されており、したがって純資産は、株主に帰属する持分とそうでないものを含んだ複合的な概念となっている。このとき、新株予約権は株主資本以外その他の純資産に区分される。会社法においては、改正前商法と同様、企業会計の慣行に基づいて、新株予約権はいずれ株主資本に振り替えられる待機中のものとして取り扱われている。

新株予約権を株主資本以外の純資産項目とするこのような見方は、企業会計上、資本と利益の区別を重視し(斎藤 2006a, 24)、かつ負債概念の純化を達成しようとするものであったと考えられる。しかしながら、会社法独自の観点からは、新株予約権を負債と資本以外のその他の項目として位置づけることにそれ相応の理由はないのかもしれない。会社法における新たな純資産概念の容認は、規制対象となる計算書類上の負債概念の純化を促すものであり、その意味では負債の貸借対照表能力を改善しうるものとも考えられる。新株予約権は、会社の株式を取得することができる権利であり、したがって、会社は株式を発行することはあるが、金銭などの経済的資源を社外に流出させることはない。そのため、会社法においても新株予約権に負債としての貸借対照表能力を認めることはできない。しかし、このような説明においては、新株予約権は負債でないということだけが強調されているにすぎず、会社法の観点から、新株予約権を資本として取り扱うことができるかどうかという点が別個に検討されなければならない。

2.2 分配可能額の算定規定と新株予約権の取扱い

会社法では、改正前商法と同様、債権者保護の観点からは限定的⁽⁵⁾ではあるものの、利害調整コストの軽減という点において、一応の意義が認められるとする貸借対照表上の計数を用いた分配規制が継続して採用されている(郡谷・岩崎 2005b, 20-21)⁽⁶⁾。しかしながら、そのような貸借対照表上の計数を用いた分配規制の継続採用は、コスト・ベネフィットの観点から、他の有効な代替的方法を構築するよりも、既存の方法を継続して採用する方が合理的であろうという、やや消極的な見方に基づいているともされている(郡谷・岩崎 2005b, 22-23)。

分配可能額の算定規定は、資本金および準備金などの計数を基準として、会社財産の払戻しの際の上限を定めるものである。会社計算規則46条によって、剰余金の配当の財源は、その他資本剰余金およびその他利益剰余金に限定されており、その他資本剰余金を財源として配当が行われたとしても、払込資本は減少するが、分配可能額の算定上⁽⁷⁾で拘束される計数の水準が損なわれることはない。会社法では、基本的に総計としての拘束計数をもって会社財産の払戻しの際の上限が規定されてい

るのであって、払込資本か留保利益かという企業会計上で重視される源泉に基づいて、その上限が規定されているのではないということに留意しなければならない。⁽⁸⁾

改正前商法および改正前商法施行規則において、配当可能利益いわゆる配当可能限度額の算定は、純資産からの減算方式が採用されていた。すなわち、配当可能限度額は、資産から負債を差し引いた純資産から、資本金、資本準備金および利益準備金が差し引かれ、さらに会社が繰延計上する開業費ならびに研究費および開発費の金額に基づく控除額や未実現の評価差額金などが控除されることにより求めることが規定されていた(改正前商法290条および改正前商法施行規則124条)。また、改正前商法において、新株予約権は負債に区分されるものとされたため、純資産の算定過程上、資産から負債として控除されていた。他の負債項目を含め、新株予約権を負債として資産から控除するというこのような算式には、株主に帰属する正味の持分の算定という意図があったと考えられる。改正前商法における配当可能限度額の算定規定では、まず株主に帰属する正味の持分としての純資産が算定され、そのあとに分配規制として債権者の債権回収を満足させるというような趣旨をもって資本金や資本準備金が控除されていたと考えられる。

一方、会社法および会社計算規則において、新たに規定された分配可能額は、基本的に剰余金の額から自己株式の額が控除され、さらにのれんや繰延計上された資産の額に基づく控除額などが差し引かれることによって算定される(会社法461条2項および会社計算規則186条)。会社法における剰余金の額は、資産に自己株式の金額を加えた額から、負債、資本金、準備金および株主資本以外のその他の純資産項目の合計額を差し引いた金額として求められることから(会社法446条)、分配可能額の算定方式それ自体は、従前から採用されてきた配当可能限度額の算定方式と実質的に異なるところはない。⁽⁹⁾また、会社法において、新株予約権の区分が、純資産に変更されたため、分配可能額算定上の取扱いも、配当の主要な財源とされる剰余金の算定過程で、株主に帰属する持分以外の項目として純資産から控除されるよう規定された。会社法における分配可能額の算定規定では、まず資産と自己株式の合計額から負債が差し引かれることで純資産が算定されるが、この過程で算定される純資産は、株主に帰属する持分である株主資本に加え、株主資本以外の純資産項目をも包含した複合的な残余でしかない。さらにこの複合的な残余から、株主資本としての資本金や準備金とともに新株予約権などの株主資本以外の純資産項目が控除されることで、配当の主要な財源である剰余金の額が算定される(会社法446条および会社計算規則177条)。この場合の資本金や準備金の純資産からの控除の趣旨としては、分配規制上の債権者保護ということをもって改正前商法における規定と同様

な説明を行うことができる。しかし、新株予約権の純資産からの控除は、わが国の現行規定上、それが資本金や準備金などの株主資本と厳密に区別されるため、債権者保護の趣旨に基づく資本金や準備金の控除と同様な説明を行うことは難しい。とはいえ、新株予約権は将来に資本金および資本準備金となりうる潜在的な要素ともされるから、その潜在的な要素を純資産から控除することは、債権者保護に貢献しうるとも考えられる。さらに、新株予約権の控除は、複合的な残余から新株予約権者の持分を識別して分離することになるので、新株予約権者の持分が配当されないように保護することにもなる。

以上のように、会社財産の払戻しに際する限度額を算定するうえで、新株予約権の控除の趣旨としては、改正前商法では資産から負債としてそれを差し引くという点で、株主に帰属する正味の持分の算定ということが考えられた。会社法では、将来の資本金および資本準備金の控除という意味での債権者保護と新株予約権者の持分の保護という趣旨へと、その控除の趣旨に変化があったものとみることができる。しかしながら結局のところは、新株予約権が負債として資産から控除されようが、株主資本以外の純資産項目として純資産から控除されようが、両算定結果に大きな差異は生じない。ただし、会社法に関していえば、分配可能額算定上の新株予約権の控除は、将来に資本金および資本準備金となりうる潜在的な要素が純資産から控除されるから、債権者保護に貢献しうるものと考えられ、また、新株予約権者の持分が配当されないように保護することにもなると考えられた。会社法においては、新株予約権の控除をもって、将来に株主資本となりうる潜在的な要素を控除することによる債権者保護への貢献と、新株予約権者の持分の保護を通じて、株主が分配の際に与ることのできる限度額が規定されている⁽¹⁰⁾。

2.3 分配可能額算定における新株予約権戻入益の算入

現行の企業会計上、新株予約権の失効額は、利益への戻入れとされて純資産のうち株主資本に再区分される（ASBJ 2005b, Q1-A1(3)；ASBJ 2005d, 9項）。このような処理は、新株予約権の失効を新株予約権者による自身の持分の放棄とする見方に基づいている。新株予約権者によって放棄された持分が、新たに既存株主の持分を構成するとされ、当該持分は既存株主により払い込まれた資本と区別されて、利益として既存株主の持分に含められることになる。

このような処理に基づく場合、新株予約権の失効額は、会社法上、損益計算書を介して分配可能額に算入される。株主からの出資とその出資の成果としての利益の計算を重視する現行の企業会計の観点からすれば、当該失効額を株主の利益とする

ことは当然の結論といえるだろう⁽¹¹⁾。しかし、このような処理においては、分配可能額の算定で一度は拘束される計数として控除されていた新株予約権をその失効という事象をもって取り崩し、利益として分配可能額に加えることとなる⁽¹²⁾。この問題は、株主と債権者との利害調整問題の一部として取り上げることができる。新株予約権は、将来に資本を増加させよう項目であり、会社にとっての既存の債権者はもちろん将来の債権者を含め、既存の資本の額ほどではないにしても、将来の資本として、会社との取引関係を更新または新規に締結する際にそれ相応の注意を払う対象とみなされるものでもあろう。また、既存の債権者は、新株予約権に既存の資本と同等の効果を期待しているかもしれない。

したがって、分配可能額を算定するうえで、一度は拘束計数として控除されているにもかかわらず、経済環境の変化をもってそれを即座に配当の財源とすることには問題があるのかもしれない⁽¹³⁾。とくにこの問題は、会社が資金調達目的で新株予約権を発行している場合により深刻なものとなるだろう。資金調達を目的として発行された新株予約権の失効による分配可能額の増大は、株主にとって有利な状況となるかもしれないが、少なくとも債権者にとっては、会社財産をめぐる利害関係の観点から、不利にはたらく可能性がある。

また、新株予約権には、ストック・オプションとして報酬提供目的で発行されるものもある。ストック・オプションは、より高品質な労働用役を継続して取得するために会社はその取得の対価として発行するものである。一般的に、その発行に係る払込みは、従業員や役員が提供する労働用役からなる。会社法上、ストック・オプションとして発行される新株予約権について、経済的には労働用役が対価として払い込まれていると解釈することもできる⁽¹⁴⁾。しかし、ストック・オプションの公正価値評価による測定を行う場合、評価モデルを用いた恣意性の問題が伴うこともある⁽¹⁵⁾。評価モデルに基づいて算定された公正価値に恣意性の問題が伴う場合、ストック・オプションの失効によって、当該公正価値がそのまま分配可能額に算入されてしまう可能性がある。このとき、当該公正価値が不当に高く評価されていると、本来なら株主に対する払戻しの対象となりえなかった会社財産が、その公正価値が不当に高く評価された分だけ、社外に流出してしまうおそれが出てくる。通常の新株発行で、出資財産が不当に高く評価されている場合、これは金銭が流出するような一般的な取引と異なって、債権者に不利な影響を及ぼすものではないと考えられている（郡谷・岩崎 2005a, 54）。新株発行の際には、株式が発行されるのみで会社財産が流出しないためである。したがって、出資財産が不当に高く評価されたとしても、分配可能額の算定上、拘束計数の水準が高くなるだけである。新株予約権につ

いても、分配可能額算定上、拘束の対象となっているから、出資財産またはストック・オプションの公正価値について不当な評価が行われた場合、株式発行と同様な説明が可能となる。また、失効するおそれがないとすれば、過大評価分の資本が増加することとなり、これについてもまた拘束の水準が高くなる（弥永他 2005, 35-36）。しかし、過大に評価された新株予約権が失効して、それが即座に分配可能額に算入されるとなると、事態はまったく逆転することになる。

次節では、新株予約権の分配可能額算入の問題を検討するにあたり、会社法上の株式と新株予約権に係る払込みに関する規定の比較検討を試みる。新株予約権とその性格がもっとも近似するであろう株式との比較検討を行うことであの議論の有益な視座を得ることができる。

3 会社法における株式と新株予約権に係る払込みの規定

会社法において、募集株式の引受人が株主としての権利を得るには、払込期日または払込期間内における払込金額の全額の払込みが要求されている（会社法208条1項および5項）。株主となる時期は、払込期日を定めた場合と払込期間を定めた場合とで異なってくる。会社が払込期日を定めた場合、当該払込期日前に払込金額に相当する金額が払い込まれたとしても、募集株式の引受人が株主となるのは、払込みがなされた日ではなく予め定められた払込期日となる（会社法209条1号）。払込期間を定めた場合には、払込期間中に払込みを行った日に募集株式の引受人は株主となる（会社法209条2号）。

会社法上、募集株式の発行に際して、とくに払込期日を定めた場合には、当該募集株式の払込みを前提とした払込期日の到来をもって、引受人は株主となり、会社の資本が増加することとなる。すなわち、払込期日の到来をもって、会社の株主と増加する資本が確定されるのである。なお、引き受けられた発行予定の株式については、そのすべてに払込みがなくとも、払い込まれた分についてのみ株式が発行されることとなり、この場合においても会社の資本が増加する（神田 2008, 133-134）。また、募集株式の申込期間に申込人から支払われた申込証拠金については、払込期日にその全額が払込金に振り替えられ（前田庸 2006, 284-285）、これについても資本が増加することとなる。このように、株式の発行に際する払込期日前の引受人による払込金額の払込みと、申込人による申込証拠金の払込みとは、その効力の発現による株主の地位と増加する資本の確定の前に、会社に対する出資を形成していることとなる。なお、債権者保護との関係から付言すれば、払込期日前における

出資の形成は、株主と資本の確定を待たずして、債権者による債権回収を満足させるような担保を会社に生じさせることとなる。積極財産による出資が行われている限り、担保の対象となるような会社財産が増加する（郡谷・岩崎 2005a, 50）のであるから、既存の債権者に対しては有利な状況をもたらしている。

他方、会社法における募集新株予約権については、原則として全額の払込みが必要とされる。しかし、当該予約権の引受人は、その払込みの有無にかかわらず、割当日において新株予約権者となることができる（会社法245条および246条1項）。ただし、払込期日または権利行使期間の前日までに払込みを行わなければ、新株予約権を行使することはできない（会社法246条3項）。また、募集株式の発行と異なり、金銭以外の財産の給付がなされる場合には検査役の調査が要求されていない。新株予約権の行使価額については、現物出資規制が適用されることとなっている（会社法284条1項）が、新株予約権の払込みについては適用されないのである。これは、株式と新株予約権の権利内容の差異に求められるものと解釈することができる。⁽¹⁷⁾

以上のように、会社法における株式と新株予約権に係る払込みの規定について概観してきたが、株式と新株予約権の権利内容の差異から、払込みに対する規定には若干の相違はみられるものの、両規定の整合する点としては、その各々の権利内容の確定には財産の払込みが原則として要求されるということがあげられる。株式であろうが新株予約権であろうが会社に対する財産の払込みが求められるのである。権利内容が異なるということをもって、株式と新株予約権は区別されることとなろうが、債権者との利害調整という側面からは、株式と新株予約権に係る払込みがとりわけ区別されなければならないということにはならない。むしろ両払込みは、積極財産による出資という点につき債権者との利害調整の問題に対して同一の効果が発揮されると期待できる。また、新株予約権に係る払込みを、その行使を前提とする株式発行のための事前の払込みであるとすれば、当該払込みは、株式に係る払込期日前の払込み、および申込証拠金の払込みと同等であるとみなすこともできる。株式発行に係る払込期日到来前の払込金と株式申込証拠金は、分配可能額の算定上、払込資本に関連するものとしては、資本金および資本準備金以外に拘束されるべき計数とされているが、このことは拘束されることが望ましいとされる計数が、払込資本のうち、なにも確定された資本金と資本準備金に限定されていないということを示している。また、新株予約権も、分配可能額の算定上、控除項目として取り扱われている。このように、分配可能額算定上で債権者との関係から重視されている拘束と非拘束の観点からは、株式と新株予約権に係る払込みの区別がそれほど強調されるものとは考えにくい。したがって、新株予約権に係る払込額についても、会

社に対する財産の払込みという側面を強調することで、現行規定上でも、資本金および資本準備金と同趣旨の拘束計数としてみなせなくもない。⁽¹⁸⁾

4 失効した新株予約権と分配可能額の算定

本節では、自己株式の一連の取引に対する会社法上の規定にみられる、株式に係る払込額の分配可能額算定上の拘束性を概観し、失効した新株予約権の分配可能額算定上の取扱いについて検討する。

4.1 株式の消却と新株予約権の失効

会社法では、企業会計上の新株予約権の取扱いと整合するように、新株予約権を純資産に区分し、それが失効した際には、利益に戻し入れる処理を支持している。ここでは会社法上の株式消却の規定を踏まえながら、新株予約権の失効について検討を加えることとする。⁽¹⁹⁾

会社法上、株式の消却は、自己株式の消却として整理されており、改正前商法における配当可能利益による株式の消却などは、いったん自己株式を取得した後に行われるものとされ、自己株式取得の規制に包含されることとなった（会社法178条）。自己株式を消却する場合、当該自己株式の帳簿価額を其他資本剰余金から減少させなければならない（会社計算規則47条3項）。この場合、自己株式の消却により発行済株式数は減少するが、株式と資本の関係が切断されているため、資本金および資本準備金が減少されることはない。自己株式の取得を前提とすれば、株式の消却は其他資本剰余金を減少させるという点で、むしろ剰余金の配当として捉えることができる。また、資本金および資本準備金については、その減少手続を経れば其他資本剰余金を増額させることができる（会社計算規則50条1項）。このとき、自己株式の消却は、実質的に資本金および資本準備金を減少させることになるかもしれないが、少なくとも直接的に減少させることはない。株式を無償で取得する場合は、会社財産の払戻しが行われることもないので、無償取得による株式の消却においては発行済株式数だけが減少することとなる。この場合においても株式と資本の関係が切断されているため、資本金および資本準備金が減少することはない。また、株主資本の総額およびその内訳項目についても変動が生じることはない。⁽²⁰⁾

新株予約権の失効については、現行の企業会計における見方と同様、会社法においても、新株予約権者による株式を取得することができる権利の放棄として捉えられている。通常、新株予約権の失効は、新株予約権の取得を前提としないため、払

戻しが行われることはなく、したがってその取扱いは、新株予約権の取崩しとして処理される。株式の消却の場合は、当該株式が有償取得であれば、剰余金の配当として会社財産の払戻しが行われるため、基本的に、株式に係る払込額としての資本金および資本準備金が減額されることはない。また、無償取得の場合は、企業会計上、株主間の富の移転として捉えられ、会計処理の対象とされておらず、資本金および資本剰余金に変動は生じない。いったん株式発行に係る払込みが行われると、その額は原則として、分配可能額算定上の拘束計数とされている。新株予約権の失効では、会社財産の払戻しが伴わないため、またその失効額の拘束が会社法上で要求されていないため、取り崩された新株予約権に相当する持分の額の新たな帰属先を決定する必要がある。企業会計上、失効した新株予約権は、新株予約権戻入益として失効が生じた会計期間の利益として処理されている。会社法でもこのような企業会計上の処理を認めている。企業会計では、所有者たる株主からの出資とその運用の成果たる利益を把握することを主眼としているため、新株予約権は株主資本に含められない。したがって、その失効額は、株主からの出資とは区別され、株主資本に利益として再区分される。会社法上、新株予約権と株式の権利内容は当然に異なるものであるから、新株予約権者と株主が識別されることは、双方の利害調整を行ううえで当然に要請されることであろう。しかし、会社法上、たとえ新株予約権者と株主の識別が不可欠であろうとも、そのような観点をもって新株予約権の失効額を株主の利益として処理することの正当性に直接つながるものとは考えられない。先にも述べたとおり、会社法上で、株式に係る払込みと新株予約権に係る払込みとを区別する大きな理由はとりわけ見当たらない。むしろ新株予約権に係る払込金は、株式に係る払込期日前の払込金および申込証拠金と同様に会社に対する財産の払込みという点で異なるところはないという指摘が可能であろう。このような見方に基づけば、新株予約権が失効した場合でも、それを取り崩さず会社に拘束しておくという処理も考えられなくはない。

4.2 分配可能額算定規定における株式に係る払込額の拘束と新株予約権の控除

株式に係る払込額は、分配可能額の算定上、原則的に資本金および資本準備金として拘束されることになる。また、たとえ分配可能額の算定上で拘束されるものであったとしても、それらは取り崩されて配当の財源とされることもある。しかし、原則として法定の手続きを経なければ、それらは取り崩されることもない。すなわち、法定の手続きを経なければ、分配可能額算定上の拘束水準も引き下げられることなく、資本金および資本準備金が配当の財源とされることもない。

また、自己株式の取得は、会社財産の払戻しとされ、それは株主資本全体の控除項目として取り扱われているが、この場合、資本金および資本準備金が減少することはない。先にみた自己株式の消却の場合においても、資本金および資本準備金が減少することはない。配当の財源とされうるその他資本剰余金はその手続きの完了をもって減少するのみである。さらに、自己株式の処分の際に生じうる自己株式処分差益は、株主が追加して払い込んだ額であり、当然に払込資本としての性格を有するものであるが、自己株式の帳簿価額に相当するいったん会社に払い込まれた額は資本金および資本準備金として分配可能額の算定上で拘束される一方、当該差益分のみが配当の財源とされており、同じ払込金でもその取扱いが異なる。処分差損が生じた場合でも、資本金および資本準備金が拘束され、差損分だけ剰余金の配当と同様にその他資本剰余金が減少する。⁽²¹⁾

そもそも自己株式の取得と処分を一体とする見方は、株式の取得と同時に消却を行わず、過去の株式発行によって増加した資本金および資本準備金を拘束したまま、再発行を想定する考え方である。このとき、取得から処分までの全体としての流れにおいては、当初発行時に生じた資本金および資本準備金に、自己株式処分差損益を合算した金額が総計としての払込資本となる。⁽²²⁾しかし、配当の財源となるかどうかという観点からは、差益分は追加的に払い込まれた資本ということで、その取扱いは当初に払い込まれた資本とは異なる。また、差損分については、当初に払い込まれた資本金および資本準備金が拘束されたまま、その他資本剰余金が減少されることとなる。

当初に払い込まれた資本を拘束することに意味があるのか、債権者との利害調整の観点から検討する必要があるが、少なくとも現行会社法の規定においては、株式の発行につき、一度会社に払い込まれた額は、資本金および資本準備金として、分配可能額算定上で拘束され、また法定の手続きを経ない限り、取り崩されることもない。

新株予約権に係る払込額についても、分配可能額の算定のうえでは拘束の対象となっている。より厳密に言えば、剰余金算定の際の控除項目であるが、新株予約権は先にも述べたとおり、債権者にしてみれば将来の資本とみなすことも可能であり、その控除の意味としては、資本金および資本準備金における拘束の意義と同等であると考えられるかもしれない。そうなると新株予約権の失効による戻入益の分配可能額算入は、経済環境の変化によって拘束が解かれた新株予約権の額だけ、会社財産の払戻しの上限を増大させることになる。

4.3 分配可能額算定における新株予約権の拘束性の維持

会社法における分配可能額の算定上、新株予約権者による払込額は、純資産から控除される。また、企業会計上の取扱いと整合するように、新株予約権が失効した場合、当該払込額は取り崩され、分配可能額に算入される。この場合、とくに新株予約権が資金調達目的で発行されている場合には、より深刻な問題となりうる。将来、株主資本となりうるものとして、一度は会社に拘束されていた持分が、経済環境の変化によって、ただちに会社財産の払戻しの上限に含められてしまうのである。

企業会計では、所有者たる株主の視点に基づく資本利益計算を重視する観点から、株主による払込額が強調されることとなる。会社法では、発行された株式の権利内容と株主の地位を確定させることが重視されており、また分配可能額の算定のような特定の計算の主体として株主の存在が位置づけられている。しかし、先に見たように、会社法の規定上で株式に係る払込額と新株予約権に係る払込額とをことのほか区別する大きな理由は見受けられない。また、株式に係る払込額と同様に、新株予約権に係る払込額も分配可能額算定上では控除の対象となっており、新株予約権を資本金および資本準備金と同様な拘束計数としてみなすこともできる。

以上の検討から、新株予約権が失効した際に生じる新株予約権戻入益をただちに分配可能額に算入させてしまうという問題に対して、会計処理の側面から第1に、新株予約権をその発行当初から株主資本以外の純資産項目として取り扱うことなく、株式に係る払込額と同等に、資本準備金として取り扱うことが考えられる。これは、米国会計基準と国際会計基準が採用する考え方と整合するものである。この場合、新株予約権には資本金および資本準備金と同程度の拘束性が与えられ、減少手続きを経ない限り取り崩されることがないということが考えられる。取り崩された場合には、資本金および資本準備金の取崩しと整合させて、その他資本剰余金とすることも考えられる。また、たとえ失効したとしても、株式と同様にいったん会社に払い込まれた額は原則として拘束されることとなる。無償取得による株式の消却と近似するケースと考えられるが、株主間の富の移転とみなされるため、失効という事象そのものが処理の対象とされなくなるのである。しかし当然のことながら、この処理はわが国の現行の企業会計と整合する考え方ではない。

第2に、わが国の現行の企業会計における純資産概念を前提としたもので、すなわち、新株予約権をその発行当初において株主資本以外の純資産項目として区分し、たとえそれが失効したとしても戻入益を認識しないということが考えられる。発行当初においては株主に帰属する持分と区別しながらも、失効という事象を会計処理に反映させないとするのである。この場合も、新株予約権に係る払込額に株式に係

る払込額と同程度の拘束性が与えられると考えられ、また、これを取り崩す際には、一定の減少手続を経るということも考えられる。このとき、失効という事象の発生を取崩しの要件のひとつとすることも可能と考えられる。また、取崩しを行った場合には、新株予約権戻入益なるものをその他資本剰余金とするかその他利益剰余金とするかで議論が分かれてくるが、現行の企業会計における株主を主体とした資本利益計算を前提とすれば、払込資本と源泉が異なるということをもって、その他利益剰余金に振り替えるということが考えられる。しかし、新株予約権の発行当初においては、株主資本との源泉の違いから新株予約権者の持分として新株予約権を株主資本以外の純資産項目とすることに説得力があるとしても、持分の帰属先の消滅とされる失効の後においてそれを引き続き株主資本以外の純資産項目として拘束するという説明は少し難しい。複合的な残余としての機能性を有する純資産概念を前提とすれば、持分の帰属先が不明確であったとしても問題は無いのかもしれないが、失効の前後で処理の説明が異なってくる。

そもそも現行の企業会計において、新株予約権を株主資本以外の純資産項目としているのは、それを株主資本と区別するためであり、失効した後では持分の帰属先の消滅により、株主の持分に統合されることとなる。このとき、現行の企業会計では、株主の利益として株主資本に再区分される。しかし、会社法上、会社に対する出資を株式と新株予約権とで区別する必要性は乏しいとする観点からすれば、たとえ失効したとしてもそれを利益に再区分するのではなく、株主に対する新株予約権者からの出資の譲渡として払込資本に再区分するという事も考えられなくはない。

そこで第3に考えられるものとして、新株予約権をその発行当初において株主資本以外の純資産項目として区分し、失効した際には、当該失効額を新株予約権者から株主に対する出資の譲渡として捉え、これを資本準備金に振り替えるという処理があげられる。これは、上記の2つの考え方と異なり、失効という事象を会計処理に反映させるものである。現行の企業会計と異なるところは、当期の損益として振り替えるのではなく、新株予約権に係る払込額を、高度の拘束性を有する株式に係る払込額に統合するということがあげられる。出資としての性格にかわりないものとし、株主に対する新株予約権者からの出資の譲渡として考えることができる。これに基づけば、分配可能額の算定において、たとえ新株予約権が失効したとしても、依然として、拘束計数として取り扱われることとなり、持分の振替えは行われるものの拘束が解かれることはない。したがって、これを配当の財源とする際は、資本金および資本準備金と同様に一定の減少手続を経る必要があるとも考えられる。また、現行の企業会計と整合して、株主と新株予約権者の識別も原則として保たれて

いる。もともと新株予約権の失効額を当期の損益として分配可能額に算入するという処理は、企業会計上の株主を主体とする資本利益計算の観点から強調されるものであり、当該失効額を株主資本のうちの払込資本に振り替えるという思考は会社法の観点からは違和感の少ないものとなる。

上述した3つの処理に共通する点は、会社法における分配可能額算定上、原則として貫かれている株式に係る払込額の拘束性を、新株予約権に係る払込額にも適用しようとするところにある。すなわち、失効という事象をもって、その拘束が解かれることによる分配可能額の増額の回避を想定するものである。第3の処理では、失効という事象を会計処理に反映させるものの、新株予約権の失効額を資本準備金に振り替え、その拘束性を維持するということが考えられた。

ただし、報酬提供目的でストック・オプションとして発行される新株予約権の場合には、権利確定期間にわたって費用が計上されるので、当該費用計上によって損なわれた株主資本を補うために、失効した時点で戻入益を計上する方が債権者にとっては望ましいという見方もできる。しかし、戻入益は分配可能額算定上、拘束される計数として扱われないため、株主資本を補うことができたとしても、それがはたして債権者にとって有利かどうかは疑義が残る。

5 おわりに

以上、会社法における新株予約権の区分問題の経緯と株式および新株予約権に係る払込みの規定を踏まえながら、新株予約権の分配可能額算定上の問題について検討を加えてきた。

会社法上、新株予約権は剰余金算定の際の控除項目として位置づけられており、その控除は、資本金および資本準備金の拘束と同等な意味合いを有しているとも考えられた。しかし、新株予約権が失効した場合、これを戻入益として分配可能額に算入させる処理を会社法は容認している。いったん会社に拘束された額が、失効という事象をもって当該額の拘束が解かれ、それが分配可能額に算入されるという処理は、株主と新株予約権者との利害を問題としながらも、株主と債権者との利害の問題にまで及んでいる。

会社法においては、株式の発行につきいったん株主から払い込まれた金額は、原則として拘束されることとなっている。資本金および資本準備金は、法定の手続きを経ればその拘束を維持する必要がなくなるが、逆にそのような手続きを経なければ、原則としてその拘束が解かれることはない。このことは、自己株式の取得、処分お

よび消却の一連の手続きにおいても一貫して保たれている。本稿では、このような株式に係る払込額の拘束性を新株予約権にも適用した場合の3つの処理を検討した。これらの処理は、経済環境の変化に伴う拘束計数の変動を通じた分配可能額の増額の回避を想定したものであり、債権者との利害調整の関係からは支持されるものと考えられる。これは、新株予約権の分配可能額算定上の拘束が、資本金および資本準備金の拘束と同趣旨のものであるとみなすことができるという観点に基づいている。

失効してもなお新株予約権に見合う額を拘束し続けるという意義は、脆弱なものとされるかもしれないが、分配規制上、一度拘束したものを経済環境の変化に基づいて、即座にその拘束を解いて当該金額を分配可能額に算入させるという処理は、会社法にその意図はないにしろ、債権者の観点からは少なからずとも問題のように思える。

(付記) 本稿は、日本会計研究学会第65回大会(専修大学)自由論題報告における報告要旨を加筆修正したものである。会場においては、梶田龍三先生、秋坂朝則先生および司会の野口晃弘先生その他多くの先生方から有益なご質問およびコメントをいただいた。ここに深く感謝を申し上げる次第である。

注

- (1) 詳細な議論については、日本公認会計士協会会計制度委員会(1994)および野口(1999, 20)を参照されたい。
- (2) 本稿において、「持分」という用語は、会社財産に対する請求権または取り分という意味で用いることとする。
- (3) 新株予約権の会計処理を実質的に規定するものとしては、会社法制定後にASBJより公表された改正実務対応報告第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」、実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」および企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」があげられる。
- (4) 討議資料は、その後2004年9月に一部修正が加えられており、さらに2006年12月には、ASBJによりその最新版が公表されている。
- (5) 郡谷・岩崎(2005b)において、分配規制の意義とは、もはや債権者に対して債権の満足を与えるような資本の額に相当する、会社における積極財産の確保という意味合いで捉えられるものではないとしている。すなわち、まず分配規制が存在しなければ、会社財産の払戻しに際して株主の優位性が懸念されるために、債権者の債権管理にかかるコスト、さらには会社の信用確保に伴うコストが多分に生じることになるとしており、こ

- のような整理からすれば、分配規制の存在意義は、債権者の保護という観点からは極めて限定的ではあるものの、株主の優位性により生じうる利害調整コストを軽減することにあるとしている（郡谷・岩崎 2005b, 20-21）。
- (6) 会社法制における資本の意義および資本制度の機能については、安藤（2003）、安藤（2004）、郡谷・岩崎（2005a）、郡谷・岩崎（2005b）、秋坂（2006a）および古市（2006）を参照されたい。
- (7) 本稿において、「拘束」という用語は、分配可能額の算定における純資産からの特定の計数の控除という意味で用いることとする。
- (8) 払込資本を源泉とした配当は、平成13年の商法改正を契機に可能とされたが、これは自己株式処分差益や減資差益といった実質的な払込資本が、分配可能額を構成する要素とされたためである。平成13年商法改正以降、個々の計数の変動に対する規制が実質的に払込資本の配当を可能とするように緩和されてきている。会社計算規則50条1項1号では、資本金の減少によるその他資本剰余金の増額が規定されているが、これは、分配可能額の算定上、資本金という高度な拘束性を有する計数を減少させ、実質的に資本金を源泉とした配当を許容していることとなる。また、野口（2008）では、こういった会社法制の動向に対する企業会計の責務としては、払込資本の払戻しが行われた場合には、その事実を明らかにし、利害関係者に伝達することであろうという指摘がなされている。
- (9) わが国最初の商法に、明治17年（1884年）公表のロエスレル草案を経て制定された明治23年商法がある。明治23年商法における配当規制（219条1項）では、具体的な算式は示されなかったものの、1861年普通ドイツ商法217条に倣って、「利息又ハ配当金ハ損失ニ因リテ減ジタル資本ヲ填補シ及ヒ規定ノ準備金ヲ扣取シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス」とされていた。また、昭和37年（1962年）改正商法では、具体的な算定方式として、貸借対照表上の純資産額から資本金と法定準備金を控除して配当可能利益を求めるという基本構造が明示された（安藤 1997, 139-141；我妻編 1968, 338-341）。この基本構造は、現行会社法においても依然として採用されていると考えられる。なお、秋坂（2007）では、会社法における分配可能額と改正前商法における中間配当可能額の算定方式について比較検討が行われている。
- (10) 尾崎（2002）は、わが国の分配規制が貸借対照表の計数を用いた純資産方式を採用している関係で、分配規制上の控除項目の特定を慎重に行っていく必要があると指摘している。
- (11) なお、野口（2006b）では、企業会計上の損益計算において、新株予約権戻入益を当期の業績として処理することの問題点が指摘されている。また、野口・乙政・須田（2008）では、株式市場において、新株予約権戻入益を計上する企業の会計利益の価値関連性は低下するという傾向が指摘されている。
- (12) 新株予約権の失効は、通常、発行会社の業績低迷により生じる事象であるとされ、したがって、当該会社は、本来の業績によるのではなく、新株予約権の失効をもって、分配可能額を増額させることができる。しかし、会社法上、違法配当は分配可能額を基準として判断されるため、たとえ業績が低迷している会社によって剰余金の配当が行われたとしても、それが違法とされることはない。
- (13) 分配可能額の変動性の問題については、増子（2006）を参照されたい。
- (14) 神田（2008, 143）は、ストック・オプションの付与がたとえ新株予約権の無償発行で

あっても、経済的には無償とは限らないとし、労務に対して付与すると解するほうがベターであるとしている。他方、改正前商法および会社法においても、労働用役による出資については、その容認の規定が設けられていないことから、原則としては認められないとする指摘もある（久保田 2006, 218）。この場合、ストック・オプションの発行は、将来の報酬分の減額として報酬債権との相殺とみなされ、たとえ無償発行であっても有利発行には該当しないとする考え方もある（相澤・葉玉・郡谷編 2006, 316；郡谷・和久編 2008, 266-269）。

- (15) 会社法における新株予約権の公正価値測定の問題については、久保田（2006）を参照されたい。
- (16) 「出資」という用語は、文献によっては株式発行に係る財産の払込みという意味で用いられていることが少なくないが、本稿では、とくに断らない限り、たんに財産の払込みという意味で用いることとする。
- (17) 久保田（2006）では、新株予約権の払込金額について現物出資規制が課されていないことの問題点が指摘されている。また、前田雅弘（2005）でも現物出資規制の趣旨からは、新株予約権の発行と行使の場面を区別することの正当化は困難であるとの指摘がなされている。なお、現物出資規制は、株主間の価値移転の防止を予防する規制であり、既存株主の保護を目的としているとされる（相澤・豊田 2005, 29；郡谷・岩崎 2005a, 51）。
- (18) スtock・オプションとして発行された新株予約権についても、経済的に労働用役による出資が認められると解すれば、これも会社に対する財産の払込みとして、株式に係る払込期日前の払込金および申込証拠金と同様な性質を有しているものと考えられることができる。
- (19) ここでは、新株予約権の失効と株式の消却との整合性について論じるが、会社法上、株式の消却は、一度、自己株式を取得して行うものとして整理されており、新株予約権の権利不行使による失効と実質的に異なる。新株予約権の失効には、会社財産の払戻しが伴わない。しかし、自社株式に対するコール・オプションは、米国会計基準および国際会計基準で株式と同等に取り扱われているということもあり、新株予約権の失効を論じるに際しては、権利の喪失という点に着目して、株式消却との整合性についても検討する余地があると思われる。ただ、無償取得による株式の消却ということであれば、会社財産の払戻しは生じないため、喪失した権利に見合う持分の株主資本内における再区分が問題となりえる。これは新株予約権の失効の問題との整合性を有している。
- (20) 自己株式の無償取得については、現行の企業会計上、会計処理の対象とされておらず、株主資本の総額およびその内訳に変動が生じることはないとされている。株主間の富の移転は、会計処理の対象とされないのである（ASBJ 2006b, 第42項）。したがって、無償取得による自己株式の消却についても、消却の対象となる自己株式の帳簿価額が存在しないということになれば、その他資本剰余金も減額されることはない。
- (21) なお、最終事業年度末日後に自己株式を処分した場合、分配可能額の算定上、自己株式の処分対価額が剰余金の額から控除される（会社法461条2項4号）。これは、処分対価額に係る不当評価の問題に対する慎重な取扱いに基づくものとされている（郡谷・岩崎 2005a, 54-55；相澤・郡谷 2006b, 22；秋坂 2007, 148）。処分対価額は、通常の決算および臨時決算を経ることで、分配可能額に足し戻されることとなる。
- (22) 自己株式の処分が伴う株式発行の複雑な会計処理については、秋坂（2006c）を参照さ

りたい。

参 考 文 献

- 相澤哲・郡谷大輔. 2006a. 「分配可能額 (上)」『旬刊 商事法務』(1767) : 34-46.
- 相澤哲・郡谷大輔. 2006b. 「分配可能額 (下)」『旬刊 商事法務』(1768) : 17-27.
- 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編著. 2006. 『論点解説 新・会社法』商事法務.
- 相澤哲・豊田祐子. 2005. 「株式 (株式の併合等・単元株式数・募集株式の発行等・株券・雑則)」『旬刊 商事法務』(1741) : 15-31.
- 秋坂朝則. 2006a. 「会社法における資本の意義」『會計』169 (4) : 29-44.
- 秋坂朝則. 2006b. 「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』58 (6) : 25-30.
- 秋坂朝則. 2006c. 「募集株式の発行等における株主資本の額」『産業経理』66 (2) : 77-84.
- 秋坂朝則. 2006d. 「剰余金の分配可能額の計算構造とその問題点(上)」『企業会計』58(12) : 113-121.
- 秋坂朝則. 2007. 「剰余金の分配可能額の計算構造とその問題点(下)」『企業会計』59(1) : 142-149.
- 安藤英義. 1997. 『新版 商法会計制度論』白桃書房.
- 安藤英義. 2003. 「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『會計』164 (3) : 1-14.
- 安藤英義. 2004. 「資本制度の揺らぎ—背景と展望—」『季刊 企業と法創造』1 (3) : 108-117.
- 博文館. 1898. 『商法修正案理由書』.
- 古市峰子. 2006. 「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」『金融研究』25 (2) : 187-222.
- 五十嵐邦正. 2002. 『現代財産目録論』森山書店.
- 神田秀樹. 2006. 「会社法の企業会計への影響」『企業会計』58 (1) : 27-30.
- 神田秀樹. 2008. 『会社法 第10版』弘文堂.
- 片木晴彦. 2006. 「会社計算規則の構造・概要」『企業会計』58 (6) : 18-24.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2002. 実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2005a. 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2005b. 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2005c. 改正実務対応報告第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2005d. 実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2006a. 改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2006b. 改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」財務会計基準機構.

- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2006c. 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」財務会計基準機構.
- 小林量. 2005. 「新会社法による資本の変容」『企業会計』57 (9) : 18-26.
- 小林量. 2006. 「資本 (資本金) の意義」『企業会計』58 (9) : 26-32.
- 郡谷大輔・岩崎友彦. 2005a. 「会社法における債権者保護 (上)」『旬刊 商事法務』(1746) : 42-55.
- 郡谷大輔・岩崎友彦. 2005b. 「会社法における債権者保護 (下)」『旬刊 商事法務』(1747) : 19-29.
- 郡谷大輔・和久友子編著. 2008. 『会社法の計算詳解 第2版』中央経済社.
- 久保田安彦. 2006. 「オプションと会社法」森淳二郎・上村達男編. 2006. 『会社法における主要論点の評価』第10章所収 中央経済社, 199-224.
- 前田庸. 2006. 『会社法入門 第11版』有斐閣.
- 前田雅弘. 2005. 「新株予約権」『ジュリスト』(1295) : 46-52.
- 増子敦仁. 2006. 「剰余金の会計」『企業会計』58 (9) : 44-55.
- 日本公認会計士協会会計制度委員会. 1994. 「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」日本公認会計士協会.
- 野口晃弘. 1999. 『条件付持分証券の会計』新世社.
- 野口晃弘. 2005. 「「概念フレームワーク」における資本会計上の課題」『税経通信』60 (2) : 39-43.
- 野口晃弘. 2006a. 「純資産の部と新株予約権の会計問題」『JICPA ジャーナル』18 (1) : 85-90.
- 野口晃弘. 2006b. 「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』58 (9) : 62-67.
- 野口晃弘. 2007. 「会社計算規則における利益の資本組入禁止規定の検討」『産業経理』67 (3) : 63-69.
- 野口晃弘. 2008. 「会社法計算規定と資本会計における諸問題」須田一幸編著『会計制度の設計』第2章所収 白桃書房, 26-40.
- 野口晃弘・乙政正太・須田一幸. 2008. 「新株予約権の失効に伴う会計処理」須田一幸編著『会計制度の設計』第19章所収 白桃書房, 397-441.
- 尾崎安央. 2002. 「配当可能利益の変容」『企業会計』54 (7) : 36-47.
- 斎藤静樹. 2006a. 「新会計基準と基準研究の課題—資本会計の論点を中心に」『企業会計』58 (1) : 20-26.
- 斎藤静樹. 2006b. 「株式購入オプションの会計基準とその争点」『會計』170 (1) : 1-14.
- 斎藤静樹. 2007. 「新会社法と会計基準」『會計』171 (3) : 1-10.
- 島原宏明. 2005. 「債権者保護機能からみた資本制度」『企業会計』57 (9) : 27-33.
- 梅健次郎・本野一郎. 1891. 『日本商法義解』金蘭社.
- 我妻栄他編. 1968. 『旧法令集』有斐閣.
- 弥永真生他. 2005. 「座談会 会社法の公布と企業会計への影響」『季刊 会計基準』(11) : 11-36.
- 弥永真生. 2006. 「払込資本の会計」『企業会計』58 (9) : 33-43.